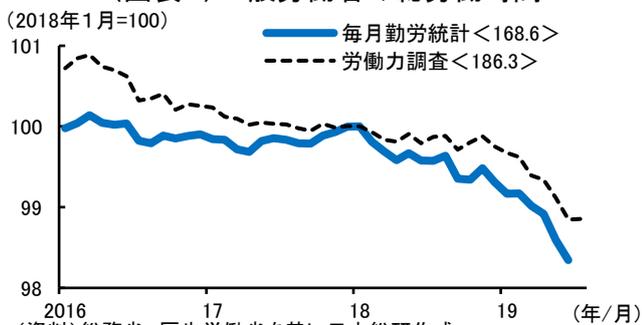


労働時間削減の裏で懸念されるサービス残業の増加

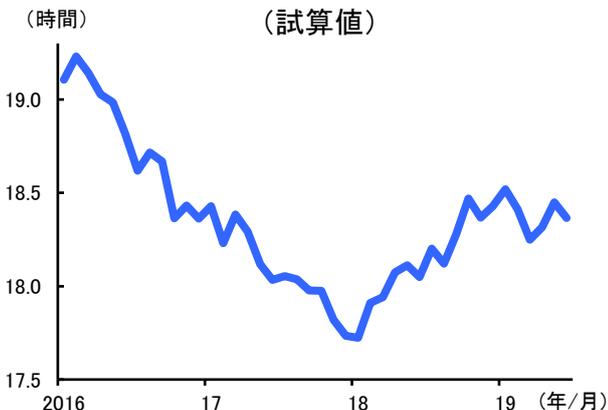
- (1) 長時間労働への批判の高まりや働き方改革関連法の制定を受け、企業の労働時間削減に向けた取り組みが進展。実際に、主要な雇用関連統計をみると、一般労働者の労働時間は2018年以降、減少ペースが加速（図表1）。
- (2) もっとも、サービス残業が増加している懸念が大。例えば、労働力調査では、毎月勤労統計に比べ労働時間の減少幅が小。労働者を対象とする労働力調査では実際に働いた時間が集計されるのに対し、事業所を対象とする毎月勤労統計は賃金を支払った分の労働時間のみを計上（図表2）。すなわち、両統計の労働時間の乖離部分には、賃金支払いの発生しない「サービス残業時間」が含まれていると解釈可能。
- (3) ちなみに、両統計の乖離をサービス残業とみなして試算すると、労働時間の減少が加速し始めた2018年以降、増加傾向に（図表3）。業務効率化が不十分ななか働き方改革を進めたことが、結果としてサービス残業の増加を招いている可能性。業種別にみると、情報通信業、製造業などでは、減少しているものの、それら以外の大半の業種で増加。特に、生活関連サービス業・娯楽業での増加が顕著（図表4）。
- (4) 2020年4月には時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されることで、サービス残業が一段と増加する可能性あり。そうした事態の是正と真の働き方改革の実現には、生産性の向上が不可欠。

(図表1) 一般労働者の総労働時間



(資料) 総務省、厚生労働省を基に日本総研作成
(注1) 後方12ヵ月移動平均。
(注2) 凡例<>内は2018年1月の総労働時間。
(注3) 毎月勤労統計に関しては、2018年1月、2019年1月に実施された調査対象企業入れ替え、および、2019年6月に東京都の「500人以上規模の事業所」を全数調査に切り替えたことにより生じたデータの断層を調整。

(図表3) 一般労働者のサービス残業時間 (試算値)



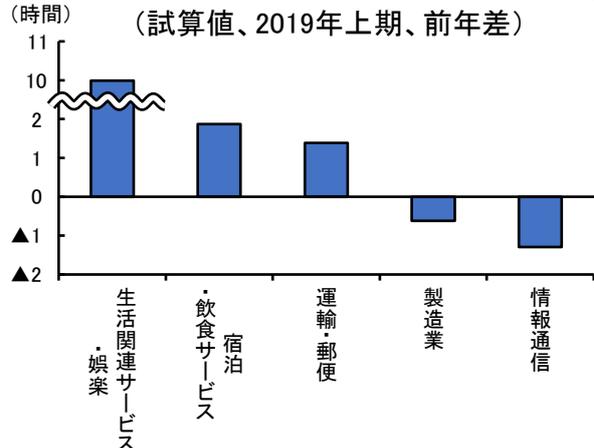
(資料) 総務省、厚生労働省を基に日本総研作成
(注1) 後方12ヵ月移動平均。
(注2) サービス残業時間=総労働時間(労働力調査)-総労働時間(毎月勤労統計)により試算。

(図表2) 労働力調査と毎月勤労統計の違い

	労働力調査	毎月勤労統計
調査目的	就業及び不就業の状態を明らかにするため	雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにするため
調査対象	世帯員(労働者)	常時雇用者数5人以上規模の事業所
就業状態の調査期間	当該月の月末1週間	当該月の全期間
労働時間	実際に働いた労働時間	賃金支払いの発生する労働時間
一般労働者の定義	一般労働者についての項目がないため、本レポートでは月間就業時間が140時間以上の労働者と仮定	一日の就業時間もしくは一週間の所定労働日数が短いパートタイム労働者以外の労働者

(資料) 総務省、厚生労働省を基に日本総研作成

(図表4) 業種別の1ヵ月あたりサービス残業時間 (試算値、2019年上期、前年差)



(資料) 総務省、厚生労働省を基に日本総研作成
(注) 本試算にあたっては、労働力調査は事業所規模5人以下の労働者を含むなど、カバレッジに違いがあることに注意。

【ご照会先】 調査部 研究員 北辻宗幹 (kitatsuji.kazuki@jri.co.jp , 03-6833-8983)